

鹿児島県ハンドボール協会規約（2023. 4. 15 承認後）

第 1 章 総 則

第 1 条（名称と事務局）

本協会は、鹿児島県ハンドボール協会（以下本協会）と称し、主たる事務所を勤務場所に置く。

第 2 条（目的）

本協会は、本県ハンドボール競技の普及・発展を図り、心身ともに健全なるスポーツマンの育成に当たるとともに、スポーツを通じて国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 3 条（事業）

本協会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 ハンドボールの振興、普及、指導、奨励並びに指導者の育成
- 2 ハンドボールの競技大会の企画及び運営
- 3 ハンドボールに関する調査・研究
- 4 他競技団体との連絡調整
- 5 その他、本協会の目的達成に必要な事業

第 2 章 組 織

第 4 条（組織）

本協会は、当該年度の本協会登録者並びに本協会役員と各地区協会の役員をもって組織する。

第 3 章 専門部及び専門部細則

第 5 条（専門部）

1 本協会は第3条の諸事業を遂行するため、次の部を置く。

次の各部長 11 名は本協会の常任理事となる。

- (1) 事務局 (2) 競技部 (3) 審判部 (4) 強化部 (5) 指導普及部 (6) 成年部 (大学・社会人)
- (7) 高校部 (8) 中学部 (9) 小学部 (10) 日本リーグ

2 各専門部には会計担当者を置き、次の事項を遂行する。但し、各部長が会計担当者を兼任してはならない。

(1) 事業開催前に予算案を作成する

(2) 事業終了後は、速やかに収支決算書を作成し、諸帳簿を整理し、領収書の原本を添えて監事へ関係書類の報告をする。

(3) 各事業残金においては、総会にて承認後本協会の事務局会計へ預金する。

3 成年部、高校部、中学部、小学部には次の委員を置く。

- (1) 競技委員 (2) 審判委員 (3) 強化委員 (4) 指導普及委員

4 各種委員会

(1) 競技委員会 成年部、高校部、中学部、小学部の競技委員長で構成し、各大会における競技に関する事項を周知徹底する。

- (2) 審判委員会 成年部，高校部，中学部，小学部の審判委員長で構成し，毎年度の審判講習会，ルール 伝達講習会の企画・運営をする。
- (3) 強化委員会 成年部，高校部，中学部，小学部の強化委員長，指導普及委員長で構成し，年2回(4・9月)の会議にて選手，審判の2本柱の強化策を計画実行する。
- (4) 指導普及委員会 成年部，高校部，中学部，小学部の指導普及委員長で構成し，指導者研修会の派遣計画や伝達講習会，講師招聘計画を企てる。

第 4 章 役員

第 6 条 (役員の種類)

- 1 本協会に次の役員を置く

会長 (1名) 理事長 (1名) 常任理事 (第 5 条-1 の各部長 10 名) 理事 (若干名)

監事 (2名) 書記 (1名) 2 以上の役員の他，必要に応じて副会長，副理事長，顧問及び参与を若干名置くことができる。

第 7 条 (役員の選出)

- 1 会長，理事長，常任理事は，総会において選出及び承認する。
- 2 顧問及び参与は，理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 理事長は理事会の推薦により選出し，総会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

第 8 条 (役員の任務)

- 1 会長は，本協会を代表して会務を統括する。
- 2 理事長は，会長の命を受けて，総会の決議事項の実施に当たるとともに会長に事故ある時は，これを代行する。
- 3 常任理事は理事長を補佐して会務を執行する。
- 4 監事は本協会の業務及び会計を監査する。
- 5 本協会に書記を置く。書記は諸会議の議事録を作成し，終了後は会長・理事長が署名捺印をする。

第 9 条 (役員の任期)

- 1 本協会役員の任期は，2年とする。但し，再任を妨げない。
- 2 役員は任期満了後も後任者が決定するまではその職務を行う。
- 3 役員が任期の途中で交代する場合は理事会の承認を経なければならない。この場合補充役員の任期は前任役員の残任期間とする。
- 4 第3章，第5条-1の(1)～(11)の部長職における役員の任期は，最大3期(6年)とする。役職が変わる場合は，この限りではない。必要に応じて，副部長等を各部に設置しておくこと。但し，(11)については，会社の規定に準ずる。

第 5 章 会議

第 10 条 (会議の種類)

本協会の会議は、総会、理事会のほか、各部会とする。

第 11 条（総会）

1 総会は、本協会最高の議決機関であって、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算及び決算
- (3) 年間事業計画
- (4) 事業報告
- (5) 協賛金、登録料、参加料の額及びその徴収方法
- (6) 会計監査報告の承認
- (7) その他必要な事項

2 総会は、定例総会と臨時総会とする。

- (1) 定例総会は、毎年4月開催とする。
- (2) 臨時総会は、会長がこれを必要と認めたとき、理事会で議決したとき、理事の3分の1以上の要求があったとき開催する。
- (3) 総会の議長は、理事の中からその都度選出する。
- (4) 総会には、本協会の会員は自由に参加し、意見を述べることができる。
- (5) 総会の議事は、出席全員の多数決で決する。

第 12 条（理事会）

1 理事会は、第 6 条-1 の会長、理事長、常任理事(10 名)、書記の 13 名で構成し、本協会の執行機関とする。理事長は、理事会の議長となる。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算及び決算
- (3) 年間事業計画
- (4) 事業報告
- (5) 協賛金、登録料、参加料の額及びその徴収方法
- (6) 会計監査報告の承認
- (7) その他必要な事項

3 総会の議決を得る余裕のない時、総会に代わって議決することができる。但し、次の総会に報告し承認を得なければならない。

4 必要の都度、会長がこれを招集する。但し、理事の3分の1以上の要求があったとき、会長はこれを招集しなければならない。

第 13 条（各部会）

1 各部会は、それぞれの部長、会計、部員で構成する。

2 各部は、総会の議決事項、理事会の議決事項を遵守し、その範囲内で業務を遂行する。

3 各部会の議長は、各部長が行うものとする。議長は、会議の内容について理事長に報告しなければならない。

第 14 条（会議の成立と議決）

1 総会・理事会の会議は、構成人員（登録チーム責任者、協会役員）の3分の2以上の出席で成立する。但し委任状提出または代理出席を認める。

2 総会の議決を得る余裕のない事案を協議及び議決する場合は、代理人の出席・議決への参加を認める。但し、該当役員（第 6 条）の委任状を持参の場合に限る。尚、代理人の選出は該当役

員に一任する。

3 会議の議事は出席者の挙手，起立，または直接無記名投票の過半数の多数決で議決する。賛否同数の時は議長が決する。

4 会長は，会議を招集するときは，事前に議題，日時，場所等を出席者に通知しなければならない。

第 6 章 会 計

第 15 条（経費）

1 本協会の経費は，次の収入をもってこれにあてる。

(1) 登録料 (2) 参加料 (3) 広告料及び寄付金 (4) その他の収入

2 登録料については(財)日本協会より提示される資料に基づく。別表 1

3 県内事業における参加料は以下の通りとする。

(1)小学生 10,000 円 (2)中学生 8,000 円 (3)高校生 10,000 円 (4)社会人 7,000 円

第 16 条（会計年度）

本協会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条（予算・決算及び会計監査）

本協会の予算及び決算は毎年度総会の承認を得なければならない。また，本協会の会計は必要に応じて監査を受け，その結果を総会に報告をしなければならない。

第 7 章 規約の改廃

第 18 条（規約の改廃）

本協会の規約の改廃は，理事会で審議し総会において決定する。

附 則

本規約は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 4 月 1 5 日 一部改正

平成 7 年 4 月 2 3 日 一部改正

平成 1 1 年 4 月 2 5 日 一部改正

平成 1 4 年 4 月 2 1 日 一部改正

平成 2 1 年 4 月 1 9 日 19, 20 条追加

平成 2 5 年 4 月 1 4 日 改正

平成 2 6 年 4 月 1 3 日 別表 1 追加

平成 2 9 年 4 月 1 6 日 改正

令和 2 年 5 月 2 3 日 一部追加 第 4 章 9 条，第 6 章 15 条

令和 3 年 4 月 1 7 日 規約文中における総務部を事務局へ表現変更

令和 4 年 4 月 1 6 日 第 6 章 第 15 条-3-(1)小学生参加料改定

令和 5 年 4 月 1 5 日 第 3 章 第 5 条-1 広報部を事務局へ移管し広報係へ